



福島医発第 2980 号（地）
令和 5 年 2 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および
再審査申出のオンライン化に関する Q & A（その 2）の送付について

オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および再審査申出のオンライン化につきましては、令和 5 年 3 月原請求分から、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする旨、令和 4 年 10 月 31 日付け福島医発第 2151 号（地）等にてご連絡申し上げているところです。

今般、返戻再請求および再審査申出のオンライン化に関する Q & A（令和 4 年 11 月 7 日付け福島医発第 2211 号（地）をご参照ください。）について、問 3 を追加した「Q & A（その 2）」が、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・ 返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関する Q & A の送付について
（その 2）
（令和 5 年 1 月 23 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療介護連携政策課）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

日医発第 2002 号（保険）
令和 5 年 1 月 25 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および再審査申出の
オンライン化に関する Q & A（その 2）の送付について

日々、地域医療の確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

返戻再請求および再審査申出のオンライン化について、医療機関・薬局を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、令和 5 年 3 月原請求分から、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする旨ご連絡申し上げ（「オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および保険者による再審査申出のオンライン化等について」令和 4 年 10 月 4 日付 日医発第 1325 号（保険））、その後、返戻再請求および再審査申出のオンライン化に関する Q & A について、ご連絡申し上げたところであります。

今般、返戻再請求および再審査申出のオンライン化に関する Q & A について、問 3 を追加した「Q & A（その 2）」が、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より発出されましたので、ご連絡申し上げます

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関する Q & A の送付について
（その 2）

（令和 5 年 1 月 23 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療介護連携政策課）

事 務 連 絡
令和5年1月23日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関する
Q&Aの送付について（その2）

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関するQ&Aについては、「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関するQ&Aの送付について」（令和4年10月26日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）により、お示ししたところですが、今般、問3を追加しましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますようお願いします。

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化関係

問1 オンライン請求医療機関等が行う返戻再請求について、「紙媒体で返戻されたレセプト(※)に係る再請求を除き」オンライン化することとされているが、「紙媒体で返戻されたレセプト(※)」とは具体的にどのようなものを指すか。

(答)

具体的に「紙媒体で返戻されたレセプト(※)」とは、審査支払機関から、紙媒体のみで返戻される場合のレセプトを指す。

(例) 医療機関等から公費請求分が摘要欄において請求され、審査支払機関から保険者等に対して請求されたレセプトなど、審査支払機関のシステムにおいて紙媒体に変換されたレセプト

一方で、令和5年4月以降も、オンライン請求医療機関等に対して、紙媒体とオンラインによる返戻がなされることとなるが、こうした場合の返戻再請求はオンラインによることとなる。

問2 「2023年3月原請求分」から返戻再請求及び再審査申出をオンライン化することとされているが、具体的には医療機関・薬局や保険者はいつからオンラインによる対応を行う必要があるか。

(答)

オンライン請求医療機関等や保険者については、オンライン請求医療機関等が審査支払機関に対して2023年3月に行う原請求(通常2月診療分について行うことが想定される。)に係る返戻再請求や再審査申出の時期以降、オンラインによる対応が求められる。具体的には、診療年月にかかわらず、2023年4月以降に行う返戻再請求や再審査申出についてオンラインで対応する必要がある。

なお、審査支払機関から2023年3月以前に返戻・請求された明細書についても、2023年4月以降にオンライン請求医療機関等が返戻再請求し、又は保険者が再審査申出する場合は、オンラインで対応する必要があることに留意すること。

問3 2023年4月以降にオンラインで返戻再請求をしようとした場合で、オンライン請求システム上のダウンロード期間を超過したため、返戻レセプトをダウンロードできなかったときは、どのような取扱いとなるか。

(答)

オンライン請求システムにおいては、直近3か月分の処理に係る返戻レセプト(返戻ファイル)をダウンロードすることが可能であり、2023年4月以降に、

オンラインによる返戻再請求を予定するオンライン請求医療機関等においては、当該期間中に予め返戻レセプト（返戻ファイル）をダウンロードし、これを修正して再請求をする必要がある。

ただし、2023 年 4 月からオンラインでの対応を開始する医療機関等にあつては、再請求に当たり、既にダウンロード可能期間が終了したため、2022 年 12 月処理分以前の返戻レセプト（返戻ファイル）をダウンロードできなかった場合に限り、審査支払機関から紙媒体で返戻されたレセプトを用いて、再請求を行うことができる。